

# 兵庫県公報

令和5年6月16日 金曜日 第422号

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目次

	ページ
<b>告 示</b>	
○ 令和5年度職業訓練指導員試験の実施（能力開発課）	1
○ 令和5年度地籍調査事業の実施（農地整備課）	2
○ 道路の区域の変更及び供用開始（道路保全課）	3
○ 道路の区域の変更（同）	3
○ 河川区域の変更により生じた廃川敷地等（河川整備課）	3
<b>公 告</b>	
○ 随意契約の相手方等の公示（疾病対策課）	4
○ 景観の形成等に関する条例に基づく景観影響評価準備書の提出（都市政策課）	4
○ 令和5年二級建築士試験及び木造建築士試験の実施に関する事項の変更（試験実施の場所の変更）（建築指導課）	5
○ 入札公告（物品管理課）	5
<b>選挙管理委員会告示</b>	
○ 地方自治法の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数等	8
○ 地方自治法の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1等の数	8

## 告 示

### 兵庫県告示第667号

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号。以下「法」という。）第30条に規定する令和5年度職業訓練指導員試験を次のとおり実施する。

令和5年6月16日

兵庫県知事 齋藤元彦

#### 1 免許職種、試験日時及び試験場所

区 分	免許職種	試 験 日 時	試 験 場 所
学科試験 （指導方法）	全職種	令和5年9月22日（金） 午前11時から正午まで	兵庫県立のじぎく会館 神戸市中央区山本通4丁目22番15号

なお、実技試験及び学科試験のうち関連学科は実施しない。

#### 2 試験の科目

免許職種	学 科 試 験 の 科 目
全職種	指導方法（職業訓練原理、教科指導法、訓練生の心理、生活指導及び職業訓練関係法規）

#### 3 受験資格

- 次のアからウのいずれかに該当する者で職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号。以下「規則」という。）第46条の規定により実技試験の全部及び学科試験のうち関連学科が免除される者
  - 法第44条第1項の規定による技能検定に合格した者
  - 規則第45条の2第2項及び同条第3項に規定する者
  - 職業訓練指導員試験の受験資格を定める告示（昭和45年労働省告示第17号及び昭和63年労働省告示第38号）に規定する者
- 上記(1)にかかわらず、次のいずれかに該当する者は、試験を受けることができない。
  - 禁錮以上の刑に処せられた者

イ 職業訓練指導員免許の取消しを受け、当該取消しの日から2年を経過しない者

4 合否判定基準

満点の6割以上の得点がある場合は、合格とする。

5 受験手続

(1) 受験申請書類

ア 受験申請書

イ 受験資格を証明する書類

(2) 申請書類の提出先

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県産業労働部能力開発課人材育成班

(3) 申請書類の提出期間

令和5年7月31日(月)から同年8月18日(金)まで

(受付は、午前9時から午後5時まで。土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

なお、郵送による場合は、簡易書留とし、令和5年8月18日(金)までの消印のあるもの限り受け付ける。

(4) 受験手数料

3,100円

手数料は、兵庫県収入証紙を受験申請書に貼付して納付、又は電子納付とする。

(5) 受験票

受験申請書を受理したときは、後日受験票を送付する。

6 合格発表

令和5年10月13日(金)に兵庫県ホームページに掲載するとともに、受験者に合否結果を通知する。

7 その他

(1) 受験申請書は、兵庫県産業労働部能力開発課、各県民局・県民センター及び公共職業能力開発施設において配布する。

(2) 受験申請書の郵送を希望する者は、返信用封筒(角形2号)(宛先を明記の上140円分の切手を貼る。)を添えて、兵庫県産業労働部能力開発課に申し込むこと。

(3) 受験についての問合せ先

兵庫県産業労働部能力開発課人材育成班

電話(078)362-3369(直通)

~~~~~

**兵庫県告示第668号**

国土調査法(昭和26年法律第180号)第6条の4第1項の規定により、令和5年度に地籍調査事業を次のとおり実施する。

令和5年6月16日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 事業計画が定められた年月日

令和5年5月29日

2 調査を行う者の名称

兵庫県

3 調査地域

尼崎市のうち高田町、多可町のうち加美区豊部、加美区熊野部、神崎郡市川町のうち下牛尾、神崎郡神河町のうち福本、佐用町のうち上石井、上秋里、西新宿、東徳久、中三河、三日月、豊岡市のうち但東町西谷、出石町荒木、香美町のうち村岡区菰山、村岡区板仕野、新温泉町のうち正法庵、朝来市のうち山東町末歳、和田山町筒江、和田山町竹ノ内、山東町和賀、山東町早田及び養父市のうち奥米地、建屋、万久里、石原、小佐、浅間、中米地

4 調査期間

令和5年4月から令和6年3月まで

~~~~~

**兵庫県告示第669号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、令和5年6月16日から供用を開始する。

その関係図面は、令和5年6月16日から2週間、北播磨県民局加東土木事務所において一般の縦覧に供する。  
令和5年6月16日

兵庫県知事 齋藤元彦

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
県道 小野藍本線	小野市久保木町字東伊勢講山1843番15から 同市久保木町字東伊勢講山1843番15まで	旧	8.0から 10.0まで	88.0	
		新	9.0から 11.0まで	88.0	



**兵庫県告示第670号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和5年6月16日から2週間、阪神北県民局宝塚土木事務所において一般の縦覧に供する。  
令和5年6月16日

兵庫県知事 齋藤元彦

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
県道 川西三田線	三田市香下字赤坂1765番2から 同市志手原字大下928番27まで	旧	7.0から 17.0まで	692.0	一部 予定地
		新	10.0から 22.0まで	692.0	



**兵庫県告示第671号**

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により、次のとおり公示する。

その関係図書は、兵庫県土木部河川整備課及び西播磨県民局龍野土木事務所にて備え置いて、令和5年6月16日から2週間縦覧に供する。

令和5年6月16日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 河川の名称  
一級河川揖保川水系菅野川
- 2 廃川敷地等が生じた年月日  
令和5年6月16日
- 3 廃川敷地等の位置
  - (1) 宍粟市山崎町高下字菅本1557番2
  - (2) 同市山崎町高下字菅本1557番3
- 4 廃川敷地等の種類及び数量
  - (1) 種類 土地

数量 292.39平方メートル  
 (2) 種類 土地  
 数量 1.41平方メートル

公 告

**随意契約の相手方等の公示**

WT Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の随意契約の相手方等について、次のとおり公示する。

令和5年6月16日

契約担当者

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 随意契約に係る物品等又は役務の名称及び数量  
兵庫県指定難病等医療費助成システム 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
兵庫県保健医療部感染症等対策室疾病対策課 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
令和5年4月25日
- 4 随意契約の相手方の名称及び住所  
株式会社HBA 札幌市中央区北4条西7丁目1番地8
- 5 随意契約に係る契約金額  
38,500,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約の理由  
政府調達に関する協定第15条第1項(b)による。



**景観の形成等に関する条例に基づく景観影響評価準備書の提出**

景観の形成等に関する条例（昭和60年兵庫県条例第17号。以下「条例」という。）第27条の2の9の規定により、次のとおり景観影響評価準備書（以下「準備書」という。）の提出があった。

ついては、この準備書の写しを条例第27条の3第1項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

なお、この準備書の内容について特定建築物等と地域の景観との調和を図る見地から意見を有する者は、縦覧の期間の終了する日までに、兵庫県知事に意見書を提出することができる。

意見書を提出しようとする者は、住所、氏名及びこの準備書についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を兵庫県まちづくり部都市政策課に提出すること。

令和5年6月16日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 特定建築主の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名  
名称 株式会社プラザワン  
代表者の氏名 代表取締役 岡村勳一  
住所 大阪府大阪市平野区加美鞍作3-11-8
- 2 特定建築物等の名称及び所在地  
名称 ホテル 尼乃美楽  
所在地 尼崎市南竹谷町3-11
- 3 準備書の写しの縦覧場所及び縦覧期間  
縦覧場所 兵庫県まちづくり部都市政策課及び阪神北県民局宝塚土木事務所まちづくり建築課  
縦覧期間 令和5年6月16日から同月29日まで
- 4 意見書の提出期間及び提出先  
提出期間 令和5年6月16日から同月29日まで  
提出先 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号 兵庫県まちづくり部都市政策課

~~~~~  
**令和5年二級建築士試験及び木造建築士試験の実施に関する事項の変更（試験実施の場所の変更）**

建築士法（昭和25年法律第202号）第13条の規定により実施する令和5年二級建築士試験及び木造建築士試験について、令和5年3月3日付け兵庫県公報第392号で公告した「二級建築士試験及び木造建築士試験の実施」の一部を次のとおり変更する。

令和5年6月16日

兵庫県知事 齋藤元彦

**1 変更の内容**

二級建築士及び木造建築士の学科の試験の試験実施の場所を「神戸市西区学園西町3-1 流通科学大学」に変更する。

**2 変更の理由**

予定していた試験場が、借用できなくなったことによる。

**3 問合せ先**

公益財団法人建築技術教育普及センター近畿支部 電話（06）6942-2214

公益社団法人兵庫県建築士会 電話（078）327-0885

  
~~~~~**入札公告**

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

令和5年6月16日

契約担当者

兵庫県知事 齋藤元彦

**1 調達内容****(1) 調達物品及び数量**

県立学校校務用パソコン等一式（賃貸借）

**(2) 調達物品の特質等**

調達物品の性能等に関し、契約担当者が入札説明書で指定する特質等を有すること。

**(3) 賃貸借期間**

令和5年11月1日（水）から令和11年10月31日（水）まで（72箇月）

**(4) 納入場所**

各県立学校（詳細は仕様書のとおり。）

**(5) 入札方法**

上記(1)の物品について入札に付する。

落札決定に当たっては、入札金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額（月額）の110分の100に相当する金額で入札すること。

**2 一般競争入札参加資格**

(1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で開札の日時まで物品関係入札参加資格者として認定された者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。

(3) 参加申込みの期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

**3 入札の参加申込み及び入札の方法等**

入札は、書面又は電子によるものとし、参加申込方法等については次のとおりとする。

**(1) 書面による入札**

ア 入札参加申込書及び競争参加資格確認申請書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所並びに問合せ先

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県出納局物品管理課 担当 久佐賀

電話 (078) 341-7711 内線4936 F A X (078) 362-3928

イ 入札参加申込書及び競争参加資格確認申請書の提出期間、契約条項を示す期間並びに入札説明書の交付期間

令和5年6月16日(金)から同月30日(金)まで(兵庫県の休日を定める条例(平成元年兵庫県条例第15号)第2条第1項に規定する県の休日(以下「県の休日」という。)を除く。)の午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)

ウ 入札の日時及び場所

令和5年7月27日(木) 午後2時 兵庫県庁西館1階小入札室

エ 入札書の提出期限

上記ウの入札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便(以下「郵送等」という。)による入札については、令和5年7月26日(水)午後5時までに上記アの場所に必着のこと。

(2) 電子による入札

兵庫県電子入札共同運営システム(以下「電子入札システム」という。)の利用による入札(以下「電子入札」という。)及び開札手続を行うものとし、この場合は以下によること。

ア 参加申込みの期間

令和5年6月16日(金)から同月30日(金)まで(県の休日を除く。)の午前9時から午後8時まで(ただし、令和5年6月30日(金)は午後4時までとする。)

イ 入札の日時

令和5年7月20日(木) 午後5時から同月27日(木) 午後2時まで(県の休日を除く。)

ウ 開札日時及び場所は上記(1)ウに同じ

4 仕様確認等

(1) この一般競争入札に参加を希望する者は、入札しようとする物品の仕様書との適合性について、次により必ず確認を受けること。

ア 受付期間

令和5年6月19日(月)から同年7月12日(水)まで(県の休日を除く。)の午前10時から午後4時まで(持参の場合は、正午から午後1時までを除く。)

なお、電子入札システムによる場合は、令和5年6月19日(月)から同月30日(金)まで(県の休日を除く。)の午前9時から午後8時まで(ただし、令和5年6月30日(金)は午後4時までとする。)の間に提出すること。

イ 受付場所

上記3(1)アに同じ

ウ 提出書類

仕様確認申込書及びカタログ等の仕様を確認できる書類

エ 提出方法

電子入札システム、持参又はF A Xにより提出すること。

オ 確認の結果

令和5年7月20日(木) 午後5時までに通知する。

(2) 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記(1)ウの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

(3) 入札者は、上記(1)オで認められた物品で入札すること。

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

契約希望金額（入札書記載金額に100分の10に相当する額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）を加算して得た額に貸借期間72箇月を乗じた金額）の100分の5以上の額の入札保証金を令和5年7月25日（火）正午までに納付しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納付しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結しその保険証書を契約保証金に代えて提出する場合、「誓約書（契約保証金の免除についての誓約書）」を提出する場合、契約金額が200万円以下の場合等は、契約保証金を免除する。

(4) 入札に関する条件

- ア 入札は、所定の日時及び場所に入札書を持参、郵送等により行うか、又は電子入札をすること。
- イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時まで納付されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が令和5年8月10日（木）までであること。
- ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。
- エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。
- オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。
- カ 入札書に入札金額、入札者の氏名があり、入札内容が分明であること。  
なお、代理人が入札をする場合は、入札書に代理人の記名があること（電子入札を除く。）。
- キ 代理人が入札する場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。  
なお、電子入札の場合は、事前に承認された代理人に限る。
- ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと（電子入札を除く。）。
- ケ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。
- (i) 初度の入札に参加して有効な入札をした者
- (ii) 初度の入札において、上記アからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反して無効となった者以外の者

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、仕様を満たさない者のした入札、提出書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要作成

(7) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) その他

詳細は、入札説明書による。

6 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

- (1) Name and title of head of the procuring entity:  
Saito Motohiko, Governor of Hyogo Prefecture
- (2) Nature of quantity of the product to be procured:  
1 set of school affairs computer (leasing contract)
- (3) Lease period: November 1, 2023 - October 31, 2029
- (4) Delivery location:  
School in Hyogo (as specified in the specifications)
- (5) Deadline for the submission of tender application forms:  
16:00 June 30, 2023
- (6) Deadline for tender:

14:00 July 27, 2023 by direct delivery, electronic bidding system

17:00 July 26, 2023 by mail

(7) Person to contact concerning the Notice:

Ms. Kusaga, Personnel and Procurement Division, Treasury Bureau, Hyogo Prefectural Government

5-10-1 Shimoyamate-dori, Chuo-ku, Kobe, Hyogo 650-8567

TEL (078)341-7711 extension 4936

選挙管理委員会告示

兵庫県選挙管理委員会告示第27号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに同法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

令和5年6月16日

兵庫県選挙管理委員会

委員長 石堂 則 本

選挙権を有する者の総数の50分の1の数 90,853

選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 667,826



兵庫県選挙管理委員会告示第28号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第1項の規定による兵庫県議会議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数。以下「選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1等の数」という。）は、次のとおりである。

令和5年6月16日

兵庫県選挙管理委員会

委員長 石堂 則 本

(選挙区名)

〔選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1等の数〕

|        |         |
|--------|---------|
| 神戸市東灘区 | 57,718  |
| 神戸市灘区  | 36,098  |
| 神戸市中央区 | 36,965  |
| 神戸市兵庫区 | 30,171  |
| 神戸市北区  | 59,550  |
| 神戸市長田区 | 25,969  |
| 神戸市須磨区 | 44,271  |
| 神戸市垂水区 | 59,405  |
| 神戸市西区  | 65,978  |
| 姫路市    | 139,189 |
| 尼崎市    | 128,363 |
| 明石市    | 83,932  |
| 西宮市    | 132,961 |
| 洲本市    | 12,025  |
| 芦屋市    | 26,588  |
| 伊丹市    | 55,629  |



|              |        |
|--------------|--------|
| 相生市          | 7,871  |
| 豊岡市及び美方郡     | 30,342 |
| 加古川市         | 72,636 |
| たつの市及び揖保郡    | 29,997 |
| 赤穂市、赤穂郡及び佐用郡 | 21,572 |
| 西脇市及び多可郡     | 16,467 |
| 宝塚市          | 64,144 |
| 三木市          | 20,996 |
| 高砂市          | 24,551 |
| 川西市及び川辺郡     | 52,042 |
| 小野市          | 13,010 |
| 三田市          | 30,278 |
| 加西市          | 11,848 |
| 丹波篠山市        | 11,168 |
| 養父市及び朝来市     | 14,353 |
| 丹波市          | 17,257 |
| 南あわじ市        | 12,742 |
| 淡路市          | 12,084 |
| 宍粟市          | 10,042 |
| 加東市          | 10,712 |
| 加古郡          | 18,035 |
| 神崎郡          | 11,400 |